

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	1	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	使用の許可の取消し		
根拠法令(条例等)	鳩山町地域包括ケアセンター条例(平成29年条例第4号)		
根拠条項	<p>(許可の取消し等)</p> <p>第10条 町長は、使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則、若しくは使用許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。</p> <p>(3) 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。</p> <p>(4) その他町長が特に必要と認めたとき。</p>		
処分基準	未設定(条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	令和5年9月1日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	2	処理機関(所管課)	長寿福祉課														
処分の概要	使用料の納入等																
根拠法令(条例等)	鳩山町地域包括ケアセンター条例(平成29年条例第4号)																
根拠条項	<p>(使用料)</p> <p>第13条 使用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、町長が別に定める基準により減額又は免除することができる。</p> <p>3 既納の使用料は返還しない。ただし、町長が別に定める基準に該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。</p>																
処分基準	<p>鳩山町地域包括ケアセンター条例</p> <p>別表第2(第13条関係)</p> <p>地域の交流スペース使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>土曜日・日曜日・休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前</td> <td>1,200円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>1,600円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>2,000円</td> <td>2,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 休日とは国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。</p> <p>2 午前及び午後、午後及び夜間又は全日を通じて使用する場合は、それぞれ規定金額を加えた金額をもって使用料とする。</p> <p>3 使用時間を超過して使用する場合は、1時間未満は1時間とみなす。</p> <p>4 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後5時から午後9時まで、全日とは午前9時から午後9時までをいう。</p> <p>5 鳩山町民以外の者が使用する場合は使用料は5割増とする。また、団体の使用において当該団体の半数以上が町外の者で構成されている場合の使用料も同様とする。</p> <p>鳩山町地域包括ケアセンター条例施行規則</p> <p>(使用料)</p>			区分	使用料		平日	土曜日・日曜日・休日	午前	1,200円	1,500円	午後	1,600円	2,000円	夜間	2,000円	2,400円
区分	使用料																
	平日	土曜日・日曜日・休日															
午前	1,200円	1,500円															
午後	1,600円	2,000円															
夜間	2,000円	2,400円															

第5条 条例第13条第1項に規定する使用料は、第3条第1項の使用の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、特別な事情があると町長が認めたときは、使用後に納付することができる。

(使用料の減免)

別表第1 (第6条関係)

区分	減免率
町が町の事業として使用する場合	10割
自治会等の地域の地縁団体が、総会又は役員会議で使用する場合	5割
町内に在住又は在学する高校生・大学生が使用する場合	5割
介護者やボランティア等の研修などに使用する場合	5割
町立の幼稚園又は小・中学校が教育の一環として使用する場合	10割
その他町長が特に必要があると認めた場合	5割又は10割

(使用料の還付)

第7条 条例第13条第3項ただし書の規定による町長が別に定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責任によらない事由によって使用できない場合 全額
- (2) 使用者が使用日の10日前までに第2条第1項に規定する鳩山町地域包括ケアセンター地域の交流スペース使用(変更・取消し)許可申請書(様式第1号)により使用の取消しを申請した場合 全額

関係法令等	
関係文書等	
処分基準設定年月日	令和5年9月1日
備考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	3	処理機関(所管課)	長寿福祉課
処分の概要	利用許可の取消し等		
根拠法令(条例等)	鳩山町総合福祉センター条例(平成7年3月10日条例第8号)		
根拠条項	<p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 利用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 使用料を納期限までに納めなかったとき。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	未設定(条文及び関係法令において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	令和5年9月1日		
備考			